

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和6年4月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム 国民健康保険システム、給付処理(国民健康保険)システム、団体内統合宛名、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【情報照会】42,43,44,45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 市民・国保課
②所属長の役職名	市民・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-0502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 医療年金担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-4246

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	I 5②所属長の役職名	市民・国保課長 芦田 正彦	市民・国保課長	事後	
平成31年4月26日	I 7 請求先	綾部市 総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	事後	
平成31年4月26日	I 8.連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保年金担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保・高齢者医療担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	事後	
平成31年4月26日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月26日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月28日	I 5②所属長の役職名	市民・国保課長	課長	事後	
令和2年11月1日	I 1. ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年11月1日	I 1. ③システムの名称	市町村基幹業務支援システム 国民健康保険システム、給付処理(国民健康保険)システム、団体内統合宛名、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	市町村基幹業務支援システム 国民健康保険システム、給付処理(国民健康保険)システム、団体内統合宛名、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
令和2年11月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」等) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42,43,44,45の項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【情報照会】 42,43,44,45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年11月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	IV 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	委託しない	2) 十分である	事後	
令和2年11月1日	IV 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)	提供・移転しない	2) 十分である	事後	
令和2年11月1日	IV 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続	接続しない(提供)	2) 十分である	事後	
令和3年6月18日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和3年6月18日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和3年6月18日	I 7 請求先	企画総務部 総務課 情報管理担当	総務部 総務課	事後	機構改革による変更
令和4年6月13日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年6月13日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【情報照会】 42,43,44,45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【情報照会】 42,43,44,45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法の改正による項ずれ
令和4年6月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和4年6月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月20日	I 5②所属長の役職名	課長	市民・国保課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月3日	I 7 請求先	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	I 8 連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保・高 齢者医療担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 市民環境部 市民・国保課 医療年金 担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-4246	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	
令和6年4月3日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	